［注１～11　略］

12　８の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備については、当該無線設備の送信は5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

［(5)　略］

(6)　5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備については、設備規則第49条の20の２第１項第３号に規定する等価等方輻射電力の条件に適合することを説明した書類を添付すること。

(7)　［略］

［第四～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記　　号
［略］	
第２条第１項第72号に掲げる無線設備	ＲＢ
第２条第１項第73号に掲げる無線設備	ＡＲ
第２条第１項第74号に掲げる無線設備	ＢＲ
第２条第１項第75号に掲げる無線設備	ＣＲ

［注１～11　同左］

12　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

［(5)　同左］

［新設］

(6)　［同左］

［第四～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記　　号
［同左］	
第２条第１項第72号に掲げる無線設備	ＲＢ

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
第２条第１項第72号に掲げる無線設備	第２条第１項第72号に掲げる無線設備
第２条第１項第73号に掲げる無線設備	第２条第１項第73号に掲げる無線設備
第２条第１項第74号に掲げる無線設備	第２条第１項第74号に掲げる無線設備
第２条第１項第75号に掲げる無線設備	第２条第１項第75号に掲げる無線設備
第２条第１項第76号に掲げる無線設備	第２条第１項第76号に掲げる無線設備
第２条第１項第77号に掲げる無線設備	第２条第１項第77号に掲げる無線設備
第２条第１項第78号に掲げる無線設備	第２条第１項第78号に掲げる無線設備
第２条第１項第79号に掲げる無線設備	第２条第１項第79号に掲げる無線設備